

J A 共済による「ひと・いえ・くるま」の 事故の未然防止に向けた取組みについて

一般社団法人 J A 共済総合研究所
専務理事

おい かわ なお たか
及 川 尚 孝



本稿では、その J A 共済の広範な取組みのうち「ひと・いえ・くるま」の事故の未然防止に向けた取組みについて、関係者のあいだでは今もなお語り継がれている内容をご紹介しますとともに、その取組み内容が時代とともに変遷していく中で注目すべき点等についてまとめてみたい。

1. 「ひと」の事故の未然防止

はじめに

J A 共済は組合員・利用者の暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を行う一方で、事故時の保障のみならず、事故の未然防止や事故後の相互扶助に向けた幅広い取組みを J A と一体となって実施し、組合員・地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献してきた。

筆者も J A 共済連職員としてこれらの取組みを先代から受け継ぎ、時代に合った見直しを行いながら、次代へ引き継いできた。

J A 共済が「ひと」の事故の未然防止の観点から、これまで特に力を注いできた取組みは、昭和30年代以降に健康管理活動の柱として全国展開した健康診断であった。

昭和30年代当時、農村地域には医療施設があまりなく、病気の早期発見・早期治療を目的とする健康診断を受診することは困難であった。

このため、J A 共済では厚生連や保健所、大学、日赤病院などの協力を得て巡回健康診断を実施するとともに、健康診断費用について助成を行った¹。

これにより農村地域の健康診断が全国的に

1 全共連五十年史（全国共済農業協同組合連合会 平成14年4月発行）

提 言

広がり、その受診者は年々増加し、ピークの昭和63年には年間126万人が受診するに至った（図表1）。

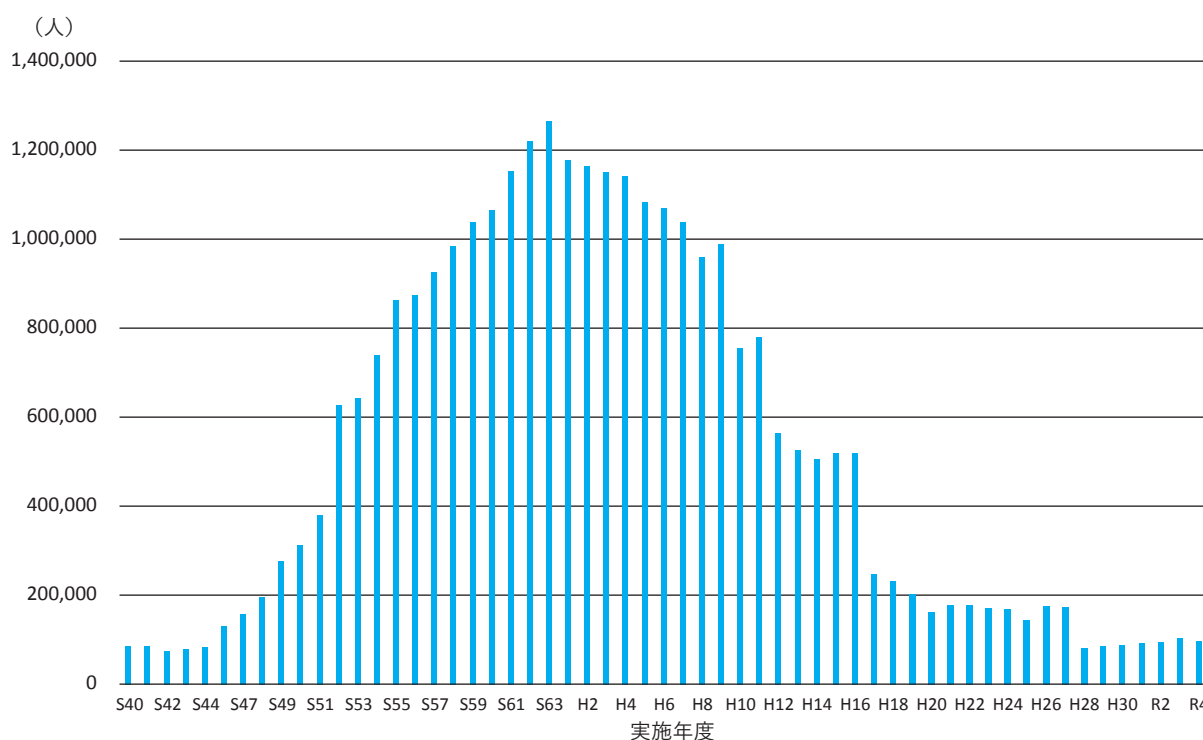
その後は各市町村等による健康診断（基本、受診料は無料）が強化・充実されることとなったため、JA共済による健康診断助成は縮小され、現在は健康増進を目的とした取組みが強化されている。

こうした経緯からすれば、市町村等による健康診断が農村地域でもさらに普及し、農家の健康診断受診率は向上していくはずであったが、昨今、農家の特定健診（高血圧症や糖

尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見が目的）の受診率は、他産業に比べかなり低くなっている。先般、厚生労働省が公表した令和3年度の保険者別特定健診受診率を見ると、農家の受診率が低調な推移となっており、企業従業員が加入する健保組合の特定健診受診率（80.5%）に対し、農家や自営業者が加入する市町村国保の受診率は36.4%と半分にも満たない状況となっている（図表2）。

その詳細な理由等については明らかになっていないが、健康診断による病気の早期発見・早期治療は命と身体を守る上で極めて重

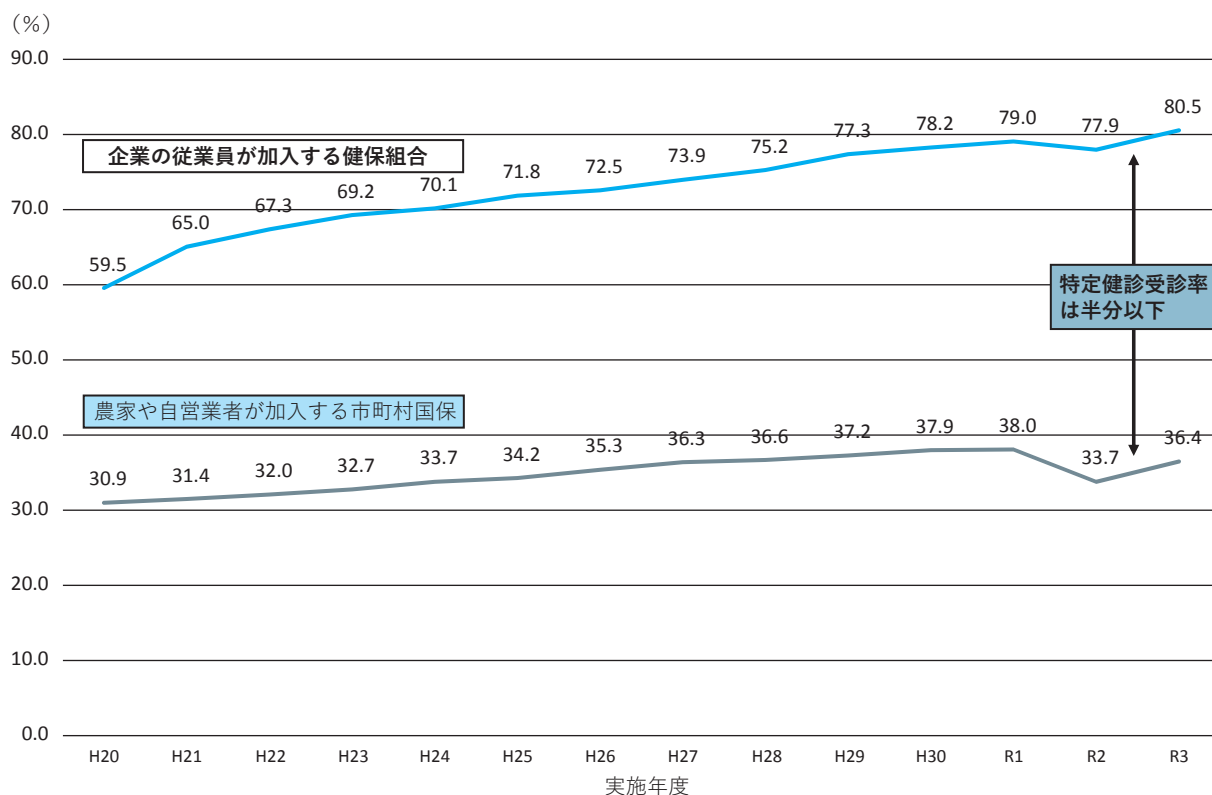
（図表1）健康診断助成人数の年次推移（昭和40年度～令和4年度）



（出典）JA共済連調べ

（注）H28年度からは、地域・農業活性化事業費にて実施したもののみ（人間ドック、がん検診なども含む）

(図表2) 保険者別特定健診受診率の年次推移 (平成20年度～令和3年度)
 ～農家の特定健診受診率は他産業と比べ著しく低い～



(出典) 厚生労働省「2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」をもとに筆者作成。

要なことである。「病気にさせない」という一次予防の健康増進も重要であるが、思わぬ病気を発症することは誰にでもあることであり、「病気の早期発見・早期治療」という二次予防の健康診断は、病気の長期化を防いだり、手遅れにしないためにもさらなる促進を図る取り組みの強化が求められている。以前のような健康診断受診料助成は不要（基本、受診料は無料のため）と考えられるが、JAグループとしてJA女性組織や青年組織と連携するなどにより農家の受診率改善に向けた健康管理

意識の向上を着実にすすめていく必要がある。

2. 「いえ」の事故の未然防止

農村地域は、かつて田畑や雑木林が広がる中に藁葺き屋根の家屋が点在していた。

この光景は、日本の原風景として人々の心に今も焼きついているが、農村地域の人口の減少や高齢化の進展に伴い、変化を遂げることとなる。

藁葺き屋根の家屋は維持・管理の手間や人

提 言

手がかかるため、高齢化の進展により人手が不足すると維持し続けることが困難となる。また、藁葺き屋根は火事が発生すると類焼する危険も高かった。

そこで農家のくらしを守るために、地域とJAグループが一体となって、藁屋根解消運動を展開した。これにより藁葺き屋根のほとんどは姿を消すこととなったが、農村地域で安心・安全に暮らしていくために、来たるべく超高齢社会への備えと類焼危険の低減が図られた。

昨今、全国各地で地震が頻繁に発生するようになってきた。

地震による家屋の損害の特徴としては、瓦の破損やズレ、内・外壁・基礎のひび割れや破損等が多いが、平成29年9月にJA共済連の建物鑑定人が熊本地震等の損害調査結果を分析した結果、次のことが判明した。

これまでの地震の損害調査の経験上、瓦屋根（160kg／坪）とスレート（70kg／坪）や金属板（20kg／坪）などの瓦よりも軽い屋根とを比較すると、瓦屋根は地震等の揺れで瓦の破損やズレなどの損害が生じやすく、屋根の損害発生率は、スレートや金属板の屋根の2倍以上となっており、屋根の平均損害割合も高くなっている（図表3）。

また、屋根だけではなく建物全体の損害も屋根が瓦の家屋の方がスレートや金属板のような軽い屋根素材の家屋よりも平均損害割合が高くなっており、重たい瓦屋根の建物は、内・外壁や基礎等にも損傷が生じやすい傾向があることが数値的に立証された（図表3）。

なお、平成28年8月に日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が実施した耐震診断結果においても「屋根が重いほど耐震性は低くなる」という分析結果が出ている²。

（図表3）屋根材別の屋根および建物全体の被害の状況

	瓦 (160kg／坪)	スレート (70kg／坪)	金属板 (20kg／坪)
屋根の損害発生率	64%	32%	31%
屋根の平均損害割合	2.4%	0.9%	0.9%
建物全体の平均損害割合	18.2%	16.2%	13.8%

（出典）JA共済連調べ

（注1）（〇〇kg／坪）は1坪あたりの屋根材の参考重量である。

（注2）サンプルデータは、熊本地震（平成28年4月16日／最大震度7）のサンプル43,137件、鳥取中部地震（平成28年10月21日／最大震度6弱）のサンプル11,018件の合計54,155件の木造住宅サンプルを使用した。

2 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合「屋根の重さで耐震性に最大4割の差 屋根が重いほど耐震性は低くなる～「木造住宅の耐震性」に関する調査データのご提供」平成28年8月31日プレスリリース

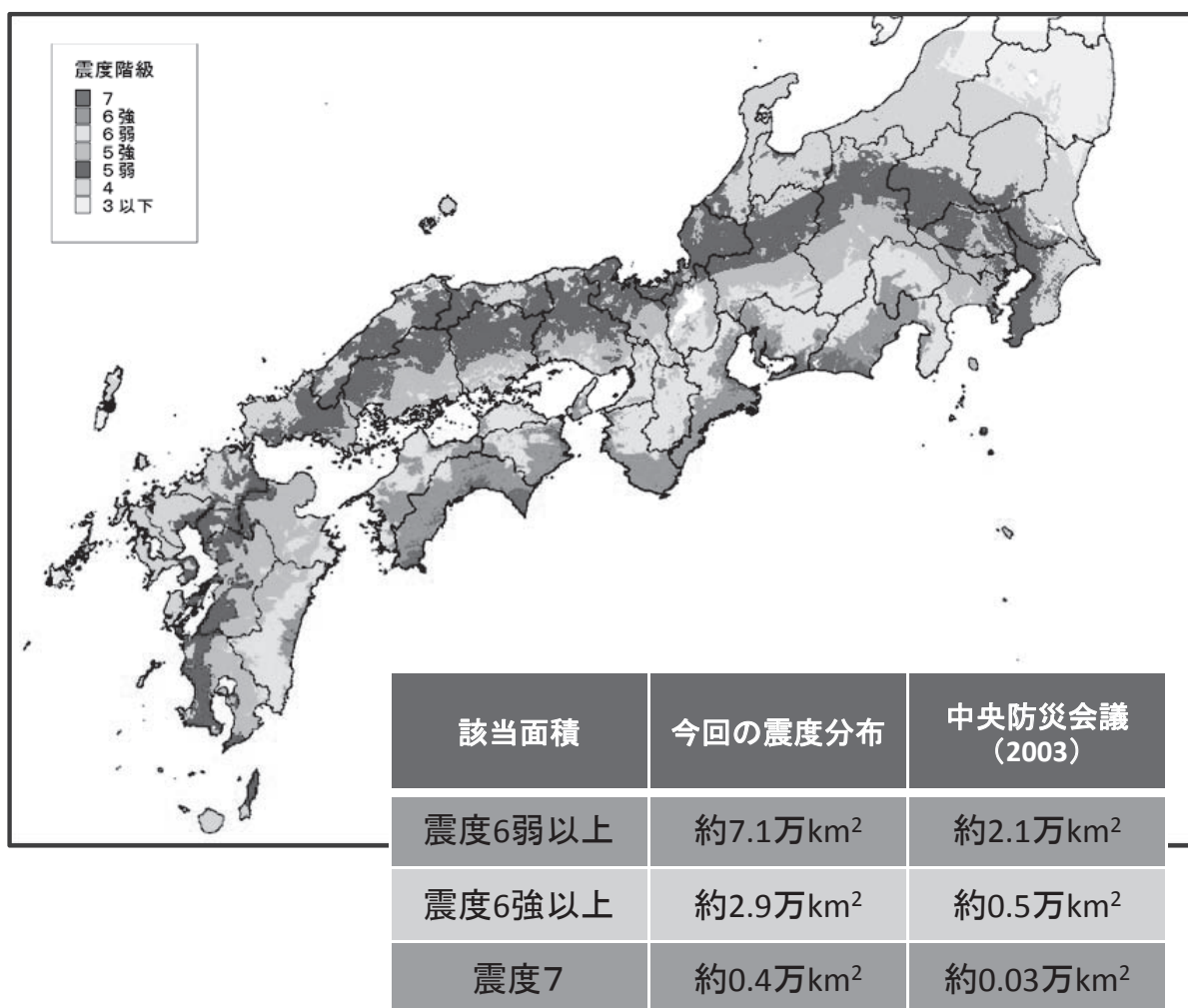
（URL：https://www.mokutaikyoo.com/dcms_media/other/data-160831.pdf）

瓦は大規模災害が発生した際に不足が生じ、修繕期間を要したり、価格が高騰したりするが、屋根以外の損害も大きくなる傾向がある瓦屋根の建物は、地震の保障が、J A 共済・地震保険ともに一般的には最大でも損害額の50%までしか保障されないことを考慮すると、建物の所有者の自己負担が大きくなることになる。

内閣府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した際、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があり、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている（図表4）。

これによると、福島県以西のほぼ全域で震

（図表4）南海トラフの巨大地震による震度分布（最大値）



（出典）内閣府中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」（平成24年8月29日発表）資料1-1 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」

度6弱以上のかなり強い揺れが想定されており、建物の被害がこれまでにないほど広範のエリアで発生すると見込まれている³。

政府の地震調査委員会では南海トラフで今後30年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率は70～80%とされているが、農村地域は瓦屋根の家屋が多く見受けられる中で、耐震工事の普及等により南海トラフ巨大地震の被害想定が縮小したように、地道な取組みで被害を縮小させることも必要と思われる。

例えば昨今の地球温暖化の影響で非常に勢力が強い台風が日本列島に上陸し、大きな被害をもたらしているが、台風（最大、損害額の100%保障）などの罹災時に瓦の葺き替え等が必要になった場合には、軽い屋根素材（図表5）に切り替えをすすめるなども方法

の一つと考えられる。

3. 「くるま」の事故の未然防止

農村地域は、都市部と比較すると交通事故の発生件数が相対的に少ないことから、交通事故防止インフラ（信号機の設置など）の整備は、都市部を中心にすすめられ、農村地域の整備は都市部よりも遅れている。

このため、JA共済ではこれまで農村地域の交通事故の未然防止対策に力を注ぎ、カーブミラーの寄贈や、街路灯のない暗い夜道で有効な反射材などの交通安全グッズの配布、子どもや高齢者等を対象とした交通安全教室の開催などを行ってきた⁴。

こうした長年にわたる地道な取組みが評価され、毎年開催される交通安全国民運動中央大会（全日本交通安全協会と警察庁が共催）

（図表5）現在販売されている和風軽量瓦の例

名 称	瓦王	カルカ・ルーフ天平	ROOGA雅
メーカー	(株)カナメ	晴晴企画(株)	ケイミュー(株)
種 類	ガルバリウム鋼板	FRP瓦	新素材瓦
重量 (坪)	16kg	30kg	64kg
材料価格 (坪)	28,000円	22,000円	14,000円

（出典）JA共済連調べ（平成29年9月作成資料）
（注）既存瓦 160kg／坪 49,500円／坪

- 3 内閣府ウェブサイト「南海トラフの巨大地震による震度分布」
（URL：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/1_1.pdf）
- 4 JA共済の地域貢献活動「ちいきのきずな」
（URL：<https://social.ja-kyosai.or.jp/activity/traffic01/>）

において過去3回（昭和47年、平成8年、平成18年）、交通安全協力団体としての表彰を受けている。

平成15年頃、自動車が障害物を感知して衝突に備える衝突被害軽減ブレーキを搭載する自動車メーカーが現れるようになった。この取り組みは自動車の事故の防止に効果が高いものであったが、当時は高級車にしか搭載されず、オプションでの搭載も可能であったが非常に高額であった。

当時、JA共済連が先進安全自動車に関する調査研究の一環で自動車メーカー各社に衝突被害軽減ブレーキの搭載車種の拡大の可能性についてヒアリングを行ったが、当時は農村地域に普及している軽自動車や軽トラックにまで搭載することは全く考えられておらず、軽自動車等に搭載するためにはオプションでの搭載となるとのことであった。当時のオプション価格は40万円～50万円であったのに対し、軽自動車のユーザーに実施した調査では、交通安全のためにかけられる金額は「1万円未満」という回答がほとんどで、このままでは軽自動車や軽トラックが多い農村地域での衝突被害軽減ブレーキの普及が相当遅れる可能性が高かった。

その当時、国は高齢化の進展により増加傾

向にある高齢者の交通事故防止対策に力を入れていた。高齢に伴う身体機能の低下により、自動車の誤操作や危険察知・対処の遅れによる事故が増加傾向にあり、交通白書等で高齢ドライバー対策が重要課題とされていた。

しかし、高齢ドライバーの特徴として「自分は大丈夫」という過信があり、交通安全啓発を図る取り組みだけでは限界があった。

そのような中で衝突被害軽減ブレーキの普及は、高齢ドライバー対策として非常に効果が高いものであったため、JA共済連は交通事故対策にかかる関係省庁との協議の場において、衝突被害軽減ブレーキをシートベルトやエアバッグのように標準装備化することについて要望を行った。

しかし、当時は自動車の販売数が伸び悩む中で、自動車メーカーは1社を除き、衝突被害軽減ブレーキの導入に積極的ではなく、標準装備化の願いは叶わなかった。

その後、平成25年から26年にかけて、日本を含む世界各国の自動車安全評価に衝突被害軽減ブレーキが加わり、新型車への導入が促進され、令和3年11月以降に国内で発売されるすべての新型車には衝突被害軽減ブレーキの搭載が義務化された。

この衝突被害軽減ブレーキの搭載の義務化

提 言

は、これまで都市部中心の交通事故防止インフラの整備がすすめられてきた中で、都市部も農村地域も同等の対策となり、そもそも都市部と比べると交通量が少なく、事故率が低い農村地域にどのような効果をもたらすか注視していきたい。

また、こうした先進技術の導入により、特定の条件のもとでドライバーがいない完全な自動運転となる「自動運転レベル4」の公道走行が今年4月から解禁となり、人口減少がすすむ地域などで地域住民の移動手段となる巡回バスなどの活用を優先的に実施するこ

とが想定されている（図表6）。

以前、JA共済が「地域の安全・安心プロジェクト」（平成21年度下期～24年度に実施）として、地域の交通事故対策を全国的に強化した際、公共交通機関が未整備で高齢化がすすんでいる農村地域において地域の病院や店舗などの暮らしに必要な拠点を巡回するコミュニティバスの導入を検討していた地域がいくつかあったが、運転手の確保と人件費の継続的な支出が障壁となり実施に至らなかった。

「自動運転レベル4」の実施により、こう

（図表6）自動運転化レベルの定義の概要

レベル	名称	定義概要	安全運転に係る監視、対応主体
運転者が一部又は全ての動的運転タスクを実行			
0	運転自動化なし	運転者が全ての動的運転タスクを実行	運転者
1	運転支援	システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
2	部分運転自動化	システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
自動運転システムが（作動時は）全ての運転タスクを実行			
3	条件付運転自動化	システムが全ての動的運転タスクを限定領域1において実行 作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に適切に応答	システム（作動継続が困難な場合は運転者）
4	高度運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	システム
5	完全運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に（すなわち、限定領域内ではない）実行	システム

（出典）国土交通省自動車局「自動運転車の安全技術ガイドライン」

した課題を解決し、交通事故防止対策のみならず、地域の暮らしを守る取組みにも広がっていくことを期待したい。

おわりに

J A 共済は本稿で紹介した取組み以外にも広範で多岐にわたる事故の未然防止や事故後の相互扶助にかかる取組みを実施しているが、本稿では紙面の都合もあり、中でも特に地域に根ざす「協同組合らしい」取組みを取りあげた。

平成20年3月にニュージーランドのクライストチャーチで開催された国際協同組合保険連合アジア・オセアニア協会（AOA）セミナーでJ A 共済の取組み内容を紹介する機会があり、筆者がJ A 共済の事故の未然防止と事故後の相互扶助に関する取組みの全容について報告をしたことがあった。

ここでは、J A 共済が組合員・利用者の暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるま」の保障提供だけでなく、組合員等利用者に対し「最良の保障・価格・サービス」を提供するために、事故の未然防止や事故後の相互扶助の取組みを共済事業と車の両輪の

関係で実施していることについて、「地域に根ざした協同組合ならではの取組み」、「協同組合でないといけない取組み」などといった高い評価を受けた。現在もこうした取組みは形を変えつつ行われているが、今後も地域の暮らしを守る協同組合らしい取組みが持続的に展開されていくことを期待する。

また、人口減少・超高齢社会が進展する中で、「全世代型社会保障構築会議」の報告書⁵（令和4年12月）では「「少子化・人口減少」の流れを変える」、「これからも続く「超高齢社会」に備える」、「地域の支え合い」を強める」ことが目指すべき社会の方向性として示され、全国一律の対応ではなく、それぞれの地域がその特性に応じて取り組むべき課題を摘出し、解決の手法や仕組みを考案していく「地域軸」の視点が重要とされている。

さらに、農村では地域コミュニティ機能が弱まっている中で、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」の報告書⁶（令和4年4月）では、「農山漁村発イノベーションの推進」や地域コミュニティ維持のための「農村型地域運営組織（農村RMO）の育成」などの方

5 「全世代型社会保障構築会議報告書」内閣官房ウェブサイト
（URL：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/pdf/20221216houkokusyo.pdf）

6 「新しい農村政策の在り方に関する検討会報告書」農林水産省ウェブサイト
（URL：https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/attach/pdf/farm-village_meeting-97.pdf）

提 言

向性が示された。

(参考文献)

農林水産省がすすめる「農村型地域運営組織（農村RMO）」では、地域の人々の対話と協働により、3つの集落機能（資源管理（農用地の保全等）、生産補完・農業振興、生活扶助）を維持し、「農業」と「暮らし」を守っていく地域運営組織により地域の課題を解決していくことが重要とされている。

- ・全共連五十年史（全国共済農業協同組合連合会 平成14年4月発行）
 - ・全共連三十五年史（全国共済農業協同組合連合会 昭和62年1月発行）
- （ウェブサイトについては、令和5年8月16日閲覧）

こうした中で、JA共済は「ひと・いえ・くるま」+「農業」といった、「暮らし」と「農業」を守る取組みを展開しており、当研究所としても、現在、JA共済連と連携しながら、農村地域の「暮らし」と「農業」を守る取組みにかかる調査研究の強化について検討をすすめている。

成果については、今後本誌等においてご紹介していきたいと思うが、こうした農村地域の「暮らし」と「農業」を守る取組みを通じて、組合員はもとより地域住民との絆が深まり、地域の協同の輪が広がっていくことを当研究所としても目指していきたい。